



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3862 号 2017.8.28 発行

### 「障害とは」対話通じ課題解決 英国発の手法体験 日光で「セミナー」



東京新聞 2017年8月28日

車いすの女性の絵を見て意見を出し合う参加者＝日光市で

障害者がファシリテーター（進行役）を務める対話型のグループワークを通じて障害について考え、差別などの問題解決に向けた行動につなげる「障害平等研修（DET）」のセミナーが二十六日、日光市大沢公民館であった。市民や福祉・行政関係者ら約七十人が参加し、英国発祥のDETの手法を体験した。

同市のボランティア団体カンガルージャンプ（福富泰宏代表）が、「地域のみんで学ぼう！障害理解を地域で進めるために」と題して県内で初めて開いた。

参加者は、バリアフリーの行き届かない商店の前にたたずむ車いすの女性の絵を見たり、健常者が少数となる逆さまの世界を描いたビデオを見たりして「障害とは何か、どこにあるのか」を話し合った。議論を深めて「障壁に気付かないことこそ障害」「違いを区別、差別する心」などと意見を出し合っていた。

講師を務めたDETファシリテーター石川明代さんは「障害とは何か、と常に頭に置いて地域を見てほしい。障害を学ぶだけでなく、自ら課題を見つけて解決へと向かえることがこの研修の特徴」と訴えた。

国内では三年前からDETを紹介するセミナーが開かれているという。（小川直人）

### <はぐるま稗原農園 四季折々>地域で仲間と汗流す 障害者が作物育て販売



東京新聞 2017年8月27日

「ナスの収穫が難しかった」と話す戸栗遼平さん（左）＝多摩区西生田の第2はぐるま共同作業所で

収穫用のはさみを手に、握りこぶしと実ったナスを見比べ、「グーより大きい」。大粒の汗を浮かべた顔がほころんだ。

社会福祉法人「はぐるまの会」が運営する「はぐるま稗原（ひえばら）農園」（川崎市宮前区）では知的障害のある人たちが農業に取り組み、わずかながらの収入を得ている。

戸栗遼平さん（18）も四月からここで働き、真夏の日差しの下、夏野菜の収穫に精を出していた。小さいナスに手を出そうとして、職員から注意されることもしばしば。一方でかんしゃくを起こす先輩を「落ち着いて深呼吸して」となだめる場面も。みんなで収穫物を袋詰めし、職員の運転する車で直売所（多摩区）に野菜を届けた。

戸栗さんの母倫子さん（47）によると、戸栗さんは小学一年レベルの文章が読めず、「学校はどうだった？」というような抽象的な問いに答えるのも苦手。

中原区内の市立小学校を卒業後、筑波大学付属大塚特別支援学校＝東京都文京区＝へ。卒業後の進路を見据えた実習では、箱折りなどの細かい作業を嫌ったが、農作業やごみの仕分けなど力仕事には進んで取り組んだ。自宅から通える施設を探して高等部三年の秋、はぐるまの会にたどり着いた。

戸栗さんはじめ、農園で働く人たちは、障害者総合支援法の上では「生活介護」という福祉サービスを利用している。これは、自治体が判定する七段階の障害者支援区分（非該当～区分6）の区分3以上で利用できる。

市によると、市内の生活介護施設の多くは利用者を送迎し、入浴と食事などの介護や創作的活動、生産活動を行っている。利用者の半数が自宅やグループホームから公共交通機関を使って通い、自分たちで栽培した農作物等を販売して収入を得ることを目的とした、はぐるまの会のような施設は「数少ない取り組み事例」という。

自主性や利用者同士の自治を重んじる、はぐるまの会に出合って救われた利用者は多いようだ。職員の福田真さん（40）によると、収入が不安定な環境で三度の食事や入浴もままならない状態だった人や、特定の食べ物しか食べてこなかったため健康を害していた人たちが、仲間との共同生活や職員の粘り強い支えで、生活のリズムや健康の安定を得ている。そうした過程を見てきた福田さんは「障害が重くても、地域で働き、自信を持って暮らせるよう、支援していきたい」と話す。

戸栗さんは、一人で電車に乗ることができ、あいさつもできる。それでも生活介護サービスを選択し、この農園を選んだ背景には、そのような園の取り組みがあるようだ。

「箱折りのようなミリ単位の正確さが求められる仕事より、植える位置が少しずれてもなんとかなる農業のおおらかさが合っている」と倫子さん。

お金の価値が理解できない息子にとって、感謝されたり褒められたりすることがやりにいにつながっている。日焼けしてたくましくなった息子を見ながら感じる日々という。（小形佳奈）

## 障害者も活躍できる環境に 京都の企業、事例発表会 京都新聞 2017年8月26日



障害者を雇用した過程や、現場で活躍する様子を発表する企業担当者（京都市下京区・キャンパスプラザ京都）

障害者雇用に積極的な京都市内の中小企業の取り組みを紹介する事例発表会が25日、京都市下京区のキャンパスプラザ京都であった。来年4月に障害者法定雇用率が現在の2%から2・2%に引き上げられるのを前に、企業の担当者や就労支援事業所職員ら約50人が熱心に聞き入った。

市の「障害者雇用アドバイザー派遣等支援事業」を昨年度に活用、新たな障害者雇用をした3社が登壇した。

洋菓子製造販売のバイカル（左京区）は、チーズケーキに使うスポンジの型抜き担当に知的障害のある男性を採用。タイマーを使うなどして目標の速さで作業ができるよう訓練を重ねた過程や、一緒に働く従業員の感想を通して職場になじんでいく様子を報告した。

このほか、和ろうそくの絵付け職人としてデビューした男性の事例や、立体の木製品を作れる「3Dターニングマシン」と呼ばれる機械の操作担当者として活躍する男性の事例が紹介された。一人一人の性格や才能を生かしつつ、一般企業で活躍できる環境を整えてきた過程を担当者らが熱心に語った。

## 15歳で保護 少女の思い 児童養護施設など退所者の相談所長、詩集絵本を刊行

東京新聞 2017年8月27日



すーべにあ文庫第1弾の「はじめてはいたくつした」を手にする編著者の高橋亜美さん（百年書房提供）

墨田区の小出版社「百年書房」が、児童養護施設などを退所した若者のアフターケア相談所「ゆずりは」（国分寺市）の所長が著した詩集絵本を刊行した。社会貢献活動を紹介する「すーべにあ文庫」の第1弾。「贈り物」という意味の英語からの命名で、「大切なことを伝えたい」との思いを込めた。文庫の収益は、それぞれのテーマに関わる団体・施設に寄付する。（井上幸一）

この詩集絵本は、高橋亜美さんの「はじめてはいたくつした」（52ページ、税抜き500円）。15歳で施設に保護された少女の気持ちを表した詩や、その解説のほか、ゆずりはの活動などがつづられている。「児童虐待の防止のためには、さまざまな『負の連鎖』を断ち切ることが必要」と訴えている。

百年書房の藤田昌平代表は「無料でパンフレットを配るより、定価を付けたほうが家まで持って帰って読んでもらえると考えた」と話す。年内に第2弾を出す予定で、「大切なことは、きっと紙に書いてある」がスローガンだと意気込む。

高橋さんのトークイベントが30日午後7時から、台東区寿2の書店「Reading'Writhing」（リーディング・ライティング）（東京メトロ銀座線・田原町駅徒歩2分）で。入場料はワンドリンク付き1000円。本の問い合わせ、トークイベントの申し込みは、百年書房のEメール=shobo@100-nen.jp=か、電03（6666）9594=へ。

## 【主張】過去の性病と侮るな 梅毒、20代女性患者が急増中 国内患者数6年間で7倍超

産経新聞 2017年8月28日

性感染症の梅毒の流行が近年、勢いを増している。とりわけ、20代の女性患者が急増中であることが気がかりだ。

流行の拡大を抑えるためには、社会がこの現状を知ることが必要だ。

医療機関には、分かりやすい情報提供に力を入れてもらいたい。予防知識の普及と併せて、受診と早期治療への流れを形成していくことが急がれる。

梅毒は、細菌のスピロヘータの一種であるトレポネーマ・パリダムによって起きる。

抗生物質・ペニシリンによる治療が始まった1940年代以降、感染者は世界的に減少していたが、今世紀に入って増加傾向が見られるようになっていた。

厚生労働省によると、日本では2011年ごろから増え始め、昨年の国内患者数は4500人に達した。10年には620人だったので、6年間で7倍以上という大幅増である。

そして、拡大ペースの加速ぶりが憂慮される事態となっている。一昨年の患者数は2700人だったので昨年はその1.7倍だ。1年間でほぼ2倍増である。

都道府県別の患者数は、東京が突出して多く、大阪、愛知、神奈川などがそれに続く。

患者の年齢層は、男性では20～40代が多いのに対し、女性は20代が突出している。女性の場合は、出産年齢層と重なっていることが深刻な問題だ。妊娠中だと胎児も感染し、死産や奇形につながることもある。

日本産科婦人科学会の調査では11～15年の間に、21人の先天梅毒の赤ちゃんが生まれ、うち5人が死亡、4人に後遺症という実態が把握された。

感染の可能性のある性的体験をした場合には、医療機関で診断を受けるべきだ。

梅毒の初期症状は感染後、3週間と数カ月後に表れる。しかし、痛みがなかったり、アレルギー症状などと似ていたりするので、無自覚のままパートナーへの感染の可能性が持続する。本格的な病変が皮膚や脳などに出現するのは数年後だ。

梅毒は早期の抗菌薬内服で治療できるが、感染の予防を第一に心がけたい。免疫ができ

ないので何度でもかかる。把握されていない感染者も少なくないはずだ。流行は統計を上回る。梅毒を過去の性病と侮ってはならない。

**(社説) 成人年齢18歳 見切り発車はよくない** 朝日新聞 2017年8月28日

成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正案を、秋の臨時国会に提出したい。上川陽子法相がそう表明した。

8年前に法制審議会から答申を受けており、選挙権年齢も昨年夏に18歳に改められたから、というのが理由だ。

だが、そのための環境はどこまで整っているだろうか。

法制審は引き下げを適当としつつ、その場合の課題を挙げ、社会の担い手として若者が真に自立できるように、世の中全体で支える必要性を強調した。

職業訓練などキャリア形成を後押しする施策。個人としての権利と義務を学ぶ教育。さまざまな相談に一括して答えられる窓口の整備。自立を阻む一因となっている虐待を減らす取り組み——。こうした考えを紹介したうえで、引き下げ時期は、政策の効果や国民意識を踏まえて決めるべきだと答申した。

とりわけ心配されるのが消費者被害の広がりだ。成人になると、親の同意なしに契約を交わしたり取引をしたりすることができる。悪徳商法につけ込まれる恐れが指摘され、現にいまは20歳になると被害相談の件数、金額が急増するという。

業者が狙って働きかけるため、成人年齢が下がれば、知識と経験がより少ない若者がその対象となり、事態は深刻化するとみられる。消費者教育に力を入れるにしても、それだけでカバーできるものではない。

政府の消費者委員会は今年、消費者契約法を改正し、恋愛感情を利用した「デート商法」による契約などは取り消せるようにすべきだと首相に答申した。しかし、若者らの判断力の不足につけこんで不要・高額な商品を買わせる行為は対象とされなかった。業者側の異論が強く、まとまらなかったという。

同委は答申にあたって、そうしたケースについても取り消し権を検討することが「喫緊の課題」だとする異例の見解を添えた。今回の答申の不十分さを自ら認めたようにも見える。

こんな状況のまま引き下げを先行させていいのか、大いに疑問だ。実際に「18歳成人」が施行されるのは周知期間を経た数年先だから、それまでに必要な対策を追加すれば問題ないと言うのかもしれない。だがこれだけの懸念がある以上、考えられる手立ての全体像を示し、国民に丁寧に説明して合意づくりを進めるのが政治の務めだ。

上川法相も、成人年齢引き下げに伴う対応を「トータルのパッケージで考える必要がある」と述べた。政府全体でその言葉を実践することが求められる。

**社説:児童虐待増加/命を救う連携の見直しを** 神戸新聞 2017年8月28日

児童虐待の増加に歯止めがかからない。厚生労働省によると、全国の児童相談所(児相)が2016年度に対応した件数は前年度より18.7%増え、12万2578件となった。兵庫も4千件を超え、過去最多だった。

言葉などで傷つける心理的虐待が半数を占め、身体的虐待やネグレクト(育児放棄)が続く。心理的虐待は前年度から3割も増えた。子どもの前で父親が母親に暴力をふるうなどの「面前ドメスティックバイオレンス(DV)」を虐待と捉え、警察が積極的に通告するようになったことが影響している。

これまで見過ごされてきた虐待が表面化している側面もあるとはいえ、深刻な状況だ。対策を急ぎたい。

対応に迫られる児相は、慢性的な人手不足の状態にある。児童虐待は15年前の約5倍

に増えたが、児童福祉司の人数は倍増にとどまる。これでは、丁寧に対応するにも限界がある。

厚労省の専門委員会の調査では、15年度に報告された心中以外の虐待死48事例（52人）のうち、約3割で児童相談所、約4割で市町村が事前に関与していた。担当部署へ必要な情報が引き継いでいないなど、リスクを適切に判断できていなかった。

端緒に気付くだけでなく、救出の必要な子どもを見極めることが肝心だ。児相の負担軽減のため、国は市町村との役割分担を進めている。連携を強化して情報や教訓を共有する一方、責任の所在を明確にすることが求められる。

虐待で亡くなった52人を調べたところ、0歳児が6割を占めた。生まれたばかりの乳児も目立つ。若年層の予期しない妊娠など、早い段階から支援の必要な母親を孤立させないよう、医療機関と行政の連携のあり方を考えなければならない。

政府は今年、虐待などで親元で暮らせない子どものうち、就学前の75%以上が里親の元で暮らせるようにする数値目標の導入を決めた。戸籍上、養父母の実子となる特別養子縁組を5年で倍増させるという。

心身が傷ついた子どもたちに加え、受け入れ先の里親をどう支えていくのか。数値目標が独り歩きしないよう態勢づくりを丁寧に進める必要がある。

## 社説 高齢者の消費者被害 泣き寝入りさせぬ対策を 毎日新聞 2017年8月28日

悪質商法などによる消費者被害やトラブルの総額は昨年4兆8000億円に上り高水準で推移している。

中でも、判断能力の衰えにつけ込まれた高齢者が、詐欺的な手口による商法の被害を訴えるケースが少なくない。全消費者相談の3割近くを65歳以上の高齢者が占める。

2025年には65歳以上が人口の3割を超える。高齢者の消費者被害を防ぐ対策を急がねばならない。

高齢者が受けやすい被害に、商品を大量に買わされる「過量契約」がある。高額な布団や着物などを何度も買わされるようなケースが典型例だ。6月に施行された改正消費者契約法に、こうした契約が取り消せる規定が盛り込まれた。

認知症などで判断能力がない場合に結んだ契約は民法上、無効になる。ただし、判断能力がないことを証明するのは非常に難しい。「過量契約」の規定で、通常の分量を著しく超える取引を、消費者の判断能力の有無にかかわらず取り消せるようになったのは一歩前進だろう。

だが、まだ多くの課題が残されている。高齢者に多いのは、投資への勧誘など契約に伴うトラブルだ。

年齢などのために判断力が不足した状況につけ込んだ契約を取り消せる規定を新たに設けるかどうか。内閣府の専門調査会が検討してきた。

消費者団体の強い要望があったが、「判断力不足の基準が不明確」との反対があり、今月まとめた報告書に盛り込むことは見送られた。

強引な勧誘に伴う納得できない契約の場合、事業者と消費者の力関係で、消費者が泣き寝入りすることは珍しくない。高齢者はなおさらだろう。どのようにすれば被害を防げるのか検討を継続すべきだ。

インターネット通販の拡大に伴う消費者相談も増えている。政府は、ネット取引の注意点などをきめ細かく啓発する必要がある。

消費者側の備えも大切だ。消費者契約法には、契約が取り消せる不当な勧誘や、不当な契約条項についての規定がある。だが、消費者庁の意識調査の結果を見ると、「(内容を)知らない」との回答が目立つ。

パンフレットなどで積極的に情報を入手することや、高齢者については、家族や周囲の人たちが目配りすることが求められる。

## 社説 医師の働き過ぎ 健康でこそ命預かれる

中日新聞 2017年8月28日

医師の長時間労働を減らす議論が厚生労働省の有識者検討会で始まった。勤務医は残業や夜勤など激務が問題化している。患者の命を預かる医師が過労で倒れては元も子もないというものだろう。

政府が三月にまとめた「働き方改革実行計画」では、残業時間の上限を「月百時間未満」とする規制策を盛り込んだ。医師はこの規制の適用を五年間猶予された。患者が診療を求めれば拒めない「応召義務」があるからだ。

医師は、命を救うという使命感が強い。多くの患者を診察する病院の勤務医は残業をいわず、宿直や急な呼び出しにも対応している。職場に医師の過労問題には目をつぶる雰囲気もあるだろう。

だが、激務から心身を休める余裕がない。七月には、懸命に診療を続けていた産婦人科の三十代男性研修医の自殺が、長時間労働で精神疾患を発症したことが原因だったと労災認定されたばかり。研修医に休日はほとんどなく、自宅の冷蔵庫には何もなかったという。私生活もない状態で、自身の命を脅かす働き方は尋常ではない。

厚労省によると、週の労働時間が六十時間を超える人の割合は雇用者全体の平均で14%。医師は41.8%でトップだ。過去五年間に過労死や過労自殺した医師は十人に上る。

七月には最高裁が、勤務医の年俵に残業代は含まれないとの判決を出した。つまり通常の賃金と残業代を明確に線引きし、労働時間規制の重要性を示したといえる。

医師の残業をどう減らすか、検討会で二年かけ議論する。ただ、八月の初会合は協議の難航を予想させた。大学病院長は「医師は診療、自己研究、教育の三つの業務がある。どこからどこまでと業務を切り分けられない」と指摘した。別の医療関係者は「医師の勤務には自己研さんの面があり、制限されることに不満を持つ医師もいる」と慎重な対応を求めた。

残業を減らせばその分、医師を増やすなど将来必要な医師の養成問題に影響する。確かに一律に規制をかけることは難しい。ここは知恵を出し合うしかない。

負担が重くなりがちな若手とベテランとの分担見直しは必要だろう。診断書作成などの事務作業や、患者への説明など医師の業務をもっと他職種に任せたい。看護師にも医師と協力して医療行為ができるように業務の幅を広げられる余地はあるのではないか。

医師も紛れもなく労働者であることを忘れないでほしい。

## 論説 義務教育学校の連絡協発足 教育現場や地域も関心を

佐賀新聞 2017年08月28日

佐賀県内の「義務教育学校」5校が連絡協議会を発足させた。新しい形の学校運営を模索する各校が運営状況や問題点を共有し、学校の実情に応じた学校づくりに生かしていく。当該校だけでなく、教育現場や地域も関心を高めたい。

義務教育学校は2016年4月施行の改正学校教育法で制度化された。従来の「6・3」制の区切りを「4・3・2」や「4・5」などに変更することができ、9年間を通した一体的な教育を行う。柔軟なカリキュラム編成も可能で、中学校で学ぶ内容を小学校にあたる学年で学ぶこともできる。

文部科学省によると、義務教育学校は16年度に全国で22校、本年度は26校が設置された。佐賀県では16年度に杵島郡大町の「大町ひじり学園」、本年度は多久市の「東原摩舎」中央校、東部校、西溪校と、東松浦郡玄海町の「玄海みらい学園」が、小中一貫校から義務教育学校になった。同省は「小中一貫校との違いは、校長が1人になってマネジメントが一本化され、9年間を見通した教育環境づくりに取り組めること」とする。

佐賀義務教育学校連絡協議会の初会合では、小中一貫校時代の状況を含めてさまざまな報告があった。5校はいずれも「4・3・2」制になり、多久市の各校は「中1ギャップがなくなった」と小中の垣根がなくなったことによる変化を紹介。玄海みらい学園は「中学生がやさしくなり、学校の雰囲気柔らかくなった」と話した。小中学生が同じ場で学ぶ効用が出てきているようだ。

ただ、こうした変化は小中一貫校の時から培われたもので、義務教育学校としての本格対応はこれからだ。今後は、小学と中学の授業時間や校則の統一、学校行事や部活動の一体化、小学課程での教科担任制導入など多様な運営が可能になり、何を取り入れるかを探ることになる。大町ひじり学園は小学課程で一部、教科担任制を導入することを考えている。学級担任ではなく教科に精通した先生が授業を受け持つことになる。

既に行われている取り組みもある。県内各校は中学の先生が小学課程で教える乗り入れ授業や、運動会などの行事の一体化を試行している。ただ、協議会での報告では、運動会一体化だけでも「競技が減り出番が少なくなった」「他県の先行校では中学生の力強さや結束力が弱くなり、一体開催をやめたと聞く」などの問題点が挙がった。乗り入れ授業を円滑に進めるために、小学校と中学校の両方の教員免許を持つ先生の配置を求める声もあった。

取り組みが新しく多様なだけに、学校だけでは解決できない問題もある。教員異動への配慮など教育行政の支援も必要だろう。部活の一体化など保護者の理解が欠かせないこともある。支援態勢を整えることは欠かせない。

義務教育学校の認知度はまだ低い。問題点として、人間関係の固定化、学校の大規模化や広域化、最高学年ではなくなる6年生のリーダーシップ育成、転校・転入対応なども指摘されている。保護者や地域もメリット、デメリットを知り、学校が打ち出す運営方針と一緒に考えたい。運営の成果は小中学校に生かせる点もあるだろう。教育現場も関心を持って見守りたい。(小野靖久)

## (社説) パラリンピック 共生の土台を作ろう

朝日新聞 2017年8月27日

年齢や性別、そして障害の有無を問わず、広く人々が関心や適性に応じてスポーツを楽しめる環境をどう整えていくか。

東京パラリンピックの開幕まで3年を切った。大会を成功させ、スポーツにおける「共生社会」を実現するため、残された準備期間をフルに活用したい。

昨年のリオデジャネイロの大会では、様々な競技で多くの選手の活躍が報じられ、パラリンピックへの関心が高まった。

だが、日々の生活の中で障害者スポーツに接し、考える機会がどれほどあるかという、まだまだ寂しいのが現実だ。

そうした状況を変えようという取り組みが進んでいる。

今月31日に開幕する車いすバスケットボールの国際大会は、東京体育館で有料で開かれる。多くの人に見てもらうには設備が整った会場が必要だ。借りるには結構なお金がかかる。そこでチケットを売って、資金を調達しようという試みだ。

以前は、「お金がないのだから観客席などがない施設でもやむを得ない」というのが、障害者スポーツの世界では当たり前だった。3年前、発想を逆転させ、ブラインドサッカーの世界選手権を初めて有料化した。

「見るスポーツ」として成り立たせることが、客を呼び、選手の自信となり、競技力の向上につながり、また客を呼ぶ。この循環を大切にしたい。

2年前に設立された「パラリンピックサポートセンター」への期待も大きい。

専用の事務所もスタッフもない競技団体が多いなか、センターが経理や通訳の業務を一括して引き受ける。パラリンピック終了までの期間限定の組織だが、各団体はそれまでに企画や広報、スポンサーの確保といったノウハウを身につけ、「大会後」に備えてもらいた

い。

理解のすそ野を広げる努力も忘れてはいけない。

近年、各競技団体は全国大会の開催にあわせて、会場近くの小学校を訪れ、選手が講演したり、子どもたちと一緒にプレーしたりする場をもつようにしている。授業に使える副読本やDVDも作った。こうした積み重ねの上に大きな花が咲く。

最近の成功例とされる12年のロンドン大会では、270万枚の入場券が完売した。事前の報道なども手伝って、「見てみたい」「応援したい」という分厚い層が形づくられたことが大きかったという。

大事なのは、障害者と健常者との距離を縮めることだ。20年の大会では、五輪以上にこの社会の成熟度が試される。

### (社説) 企業とSDGs 業務を見直す機会に

朝日新聞 2017年8月28日

2030年に向け、国連が全会一致で採択した目標がある。「持続可能な開発目標」(SDGs)と呼ばれ、貧困や福祉、教育、雇用、気候変動など17の分野で課題の解決をめざす。

採択からまもなく2年。日本の企業も対応を急ぎ始めた。

市民団体への寄付など、かねて社会貢献をしてきた企業は少なくない。自社の活動が17のどの分野にあてはまるかを判断し、SDGsへの取り組みとして説明する例がめだつ。

しかし欧州などでは、自社の業務が社会に及ぼす負の影響を減らし、さらには本業の強みを生かして課題解決に役立つことが、企業の社会的責任だとする考えが広がっている。

そんな姿勢が新たな市場の開拓や消費者からの支持につながるという経営戦略でもある。

企業が「経済」と「社会」の両立をめざす動きは、ますます強まるだろう。SDGsを、業務の見直しと企業の将来像を描く格好の手がかりにしたい。

SDGsで企業の取り組みが先行するのは、「パリ協定」が発効した気候変動分野だ。

会社が使う電気などを再生エネルギーでまかなう。温室効果ガスについて業務で出した分を帳消しにする対策も合わせてとる。そんな宣言が相次ぐ。

人権も重要なテーマだ。児童労働の根絶など働く人の権利を守ることは、下請け工場や原料、商品の取引先を含む課題になりつつある。

そうした傾向を後押しするのが、企業に資金を提供する機関投資家の意識の変化だ。環境、社会、企業統治の英単語の頭文字を取った「ESG投資」が急速に拡大している。

国連が2000年代半ばにまとめた原則で示した考えで、投資先の分析と決定でこの三つの要素を重視するよう求めた。

日本でも、世界最大級の年金基金である年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が原則に署名し、資金の一部を具体的にESG投資に振り向け始めた。企業が投資を受けられるかどうか、3分野への取り組みで左右される時代を迎えている。

本業を生かした貢献では、日本企業にも国際的に注目される例がある。アフリカなどを舞台にした、マラリア防止の効果が長続きする蚊帳の供給(住友化学)や、栄養を補う食品の開発(味の素)だ。生産や販売を通じて雇用を生み、教育関連の事業や啓発活動にも力を注ぐ。

社会とともに発展するという意識は、日本の企業文化にも深く根ざしている。SDGsで再確認し、磨き直してほしい。

